

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（法律問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43647

復元補償請於叔父先生時期
昭今(民政府回答)

米国民政府

HCR1-LL

1964年10月8日

首題：復元補償請求权の発生時期に関する疑義照会について

あて：行政主席

1. 標記首題へ、1964年8月28日件の書簡疏法土等299号に對し次へ通り回答する。
上記書簡は次へ通り疑義照会をしてい。復元補償請求权は貸借契約の終結(即ち解放)のときに発生し、従ってこの補償支払は米国民政府による解放の時期を基礎とすべきであると解してよいか。
2. 日本国との平和条約の第19条は、1951年9月2日以後、いずれかの連合国が制定した法律で特に認められた日本人の請求権を除き、日本国は、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるそれから連合国軍隊又は当局の存在、私務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄すると定めてい。1950年7月1日前に改変された損害を受けたすべての軍用地に關し、その復元責任は条約の第19条による消滅して、ので地主に返還されに期日のいかんにかかわらず米国は、一切の責任を負はないという方が米国のこれまでの見解である。ほお、これらの請求に対する支拂の法的根柢も存在しない。

近來政局

4. 軍用地内の不動産の使用に対する補償に関する、1953年12月5日付民政府布告第24号は、1950年7月1日から1953年4月27日までに米同軍隊が収用した土地及びその損害については暗黙の契約により然るべき補償することを想定している。よってこの期間における米国の土地使用及び損害に対する補償請求は、韓日平和条約の権利放棄規定の適用を受けない。従つて米国はこの期間中の暗黙の契約による土地使用に対する補償ばかりではなく、1950年7月1日が収用の日のいすれかおもい方の期日現在で当該土地を復元し、もしそれが不可能であれば同期日以後の使用により生じた損害に対して所有者に補償を支払う義務を有することになる。
5. 当初米国が1950年7月1日以後に土地を賃借し占有し且つ使用し始め、そして1950年7月1日以後に損害を蒙った場合において地主が損害発生の時期を定めることができず、あるいは出来ても地主の権利侵害といふ。この場合地主は自分が当然受けべき損害補償を貰うために損害発生の時期が分らなければいけないといふことはない。このように場合は損害が1950年7月1日以後、1952年4月28日前の期間中に発生して、いわゆる講和前の補償請求にはあってもあるいは1952年4月28日以後の損害のため講和後の請求によっても地主から布令第20号の1回復元による復元要求通知があれば米国は契約の終結の際に当該土地を収用時の状態に復元し又はそれに代る補償を支払うのである。
6. 以上にかんがみ、次の通り貴懇意に回答する。即ち復元請求権の発生する時期のいかんにかかわらず、米国の法律上の復元義務は土地の契約当時の状態に及ぶもので

あっていかがうまくいかっても、1950年7月1日前の状態に及ぶことはない。

首席民政官に代り

総務局長

ジョン・M. アード中佐

沖縄米軍用地関係指令、布令、布告等一覧

1. 極東軍司令部指令「琉球列島米国民政府に關する指令」
(1950/2/5)

米軍による軍用地の使用の法的根拠を土地所有者との合意または米側による一方的収用のいずれかにより明確化するとともに現に使用中の軍用地についても1950年7月1日以降分の使用料を支払うとの方針を初めて明らかにした。

2. 米国民政府布令第91号「契約権」
(1952/1/1)

本布令は、米側が上記指令に基づき、軍用地占拠の法的基礎を賃貸借契約に求めん

とした最初の試みである。同布令の骨子は土地所有者と行政主席との間で締結される土地賃貸借契約によって確保された土地が行政主席と米国民政府との間で締結された契約により、自動的に米国民政府に賃貸されるという構想の下に、1950年6月30日以前から米軍が引き続き使用中の土地については、1950年7月1日以降かかる賃貸借契約があつたものと解釈し、それ以後に米軍の使用が開始された土地については、使用開始の時を起点とし、ともに、契約の期間は20年とするというものである。なお、本布令は、土地所有者の反対によりほとんど契約が締結されなかつたため失敗に終り、後述の布令20号により廃止された。

3. 米国民政府布令第105号「1950年7月1日から1952年4月27日に至るまで米國政府によつて使用された琉球人私有地の賃貸契約の締結及び借地料支払の履行権限」

(1953.3.23)

米側は、上記布令第91号に基づく契約事務が進歩しないことに鑑み、取り敢えず、現に使用の土地につき、講和前の期間(50.7.1~52.4.27)に関する地代を支払うこととしたものである。

4. 米国民政府布令第109号「土地収用令」

(1953.4.3)

前述の布令第91号に基づく合意による土地の確保が困難となつたため、現に米軍が使用土地については、依然として法的根

拠を失いたまに放置しつつ、他方新規に必要とする軍用地については、米側の一方的な取用告知によりこれを確保せんとしたのが本布令であり、取用拒否は認められず、取用補償に関する不服のみが、沖縄土地委員会で審査され得るというものである。なお、本布令は、後述の布令164号により廃止された。

5. 米国民政府布告第26号「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」(1953.1.25.)

本布告は、前述の布令第91号により果し得なかつた米軍による既存軍用地の使用の合法化を再度試みたものであり、土地所有者との現実の契約締結を必要としない点で布令第91号と異なる。すなわち、米軍が1950年6月30日以前から引き続き使用中の軍用地については、1950年7月1日以降、また、その後に米軍の使用に供された軍用地については、使用開始の日以後、「黙契」(implied lease)により、米国民政府が賃借権を取得したものとの擬制をとり、この権利を登記するとともに、土

地所有者には、賃借料を支払うという構想である。この場合、土地所有者は、賃借料につき琉球列島米国土地収用委員会に不服を申し立て得るに過ぎない。

6. 米国民政府布令第164号「米合衆国土地収用令について」(1957.2.23.)

米側が上記の黙契により賃借権を取得した軍用地については、土地所有者間に賃借料の不満が高まつたため、本布令により、黙契による賃借権を「限定付土地保有権」(determinable estate)に切り替え、一方において、土地の価格に等しい金額を一括して支払うとともに、他方においては、米軍が必要とする限り、無期限に土地を使用し得るような体制の確保を図つたもので

ある。なお、本件、一括支払方式は土地所有者側の強硬な反対により失敗に終り下記の布令第18号により限定付土地保有権も廢止されたため、本布令は事実上名目化した。

7. 高等弁務官布令第18号「暫定借地権の取得」(1959.1.13)

本布令により、上記布令第164号に基づく限定付土地保有権は廃止され、期間5年の定期賃借権に切り替えられた。なお、本布令と同日付で、民立法たる「土地借賃安定法」が公布され、軍用地の地目及び等級が米軍による使用開始時のそれに固定され、また、「アメリカ合衆国が貸借する土地の借賃の前払いに関する立法」が民立法

として公布され、一定の場合には10年を限度とした地代の前払いが行なわれることとなつた。

8. 高等弁務官布令第 19 号「琉球列島米國土地裁判所の設置について」(1959.1.21)

本件裁判所は單司法機關として軍用地關係の紛争解決のために設けられたものであるが、收用そのものの是非については争い得ないことになつてゐる。

9. 高等弁務官布令第 20 号「賃借権の取得について」(1959.2.12)

本布令により、現に米軍が使用中の軍用地及び今後取得する軍用地は、收用によるものも含めすべて定期及び不定期賃借権の設定があつたものとの擬制のもとに法的根拠を与えられることとなり、また、米軍による使用から解禁された際は、復元補償が考慮されることとなつた。

10. 米国民政府指令第 3 号「琉球列島の土地に対する米国の権利に関する書類の登記について」(1959.7.14)

本布令は、前述の「土地賃貸安定法」と相呼応して、軍用地の地目及び等級の固定化を図るとともに、これが変更については、地区工兵隊の認可を要する旨規定している。

沖縄における米軍の軍用地占有の
法的根拠に関する米側見解

第2次大戦末期の米軍の沖縄上陸から現在迄
の沖縄における米軍の軍用地占有の法的根拠は
従来の米側の説明によれば、下記の3期間に大
別されよう。

記

1. 軍事占領期間（1945.3.26～1950.6.30）

(1) この期間における米軍の沖縄軍用地占有
については、米国民政府布告第26号前文
において、その法的根拠が陸戦法規一般及
び「陸戦の法規慣例に関する規則」第52
条にあることを次のとおり明らかにしてい
る。

WHEREAS, under the Rules of Land Warfare, and
the provisions of Article 52, Section III, of
the Regulations Respecting the Laws and Customs
of War on Land, Hague Convention No. IV of 18
October 1907, the Armed Forces of the United
States requisitioned and took possession of
certain real estate needed by the Army of
Occupation,

(2) ところで、「陸戦の法規慣例に関する規
則」第52条第3項は、次のとおり規定し、
私有財産の徵発、課役につき対価の支払い
を義務付けている。

現品ノ供給ニ對シテハ成ルヘク即金ニテ
支払ヒ然ラサレハ領收証ヲ以テ之ヲ證明

スヘク且成ルヘク速ニ之ニ対スル金額ノ

支払ヲ履行スヘキモノトス

(3) しかるところ、米国は、かかる補償支払の義務を平和条約第19条(4)の規定により免除されている旨の米側見解が、美里村の損害補償問題に関する米民政府の琉球政府行政主席あて1956年8月31日付書簡において明らかにされている趣である。

2 中間期間(1950.7.1~1952.4.27)

(1) 上記1の米側見解をもつてすれば、講和発効前の本期間についても、米軍による軍用地の占有に伴なり対価支払の法的義務は存在しないことになる。

(2) しかしながら、米側は、下記の講和後の期間への移行の準備の一環として、1953

年3月23日付にて、米国民政府布令第05号を公布するとともに、以下のとおり。本期間中における米軍の軍用地占有に対する対価支払義務を本布令により通つて認め。これが支払を実施した。

WHEREAS, it has been agreed to pay certain rentals for lands occupied by the United States of America in the Ryukyu Islands during the period 1 July 1950 to 27 April 1952 inclusive, from which lands the owners were removed at the request of agencies of the United States;

(3) 本件支払は、土地賃貸借契約に基づく借賃の支払という形式で行なわれたところ。

その基礎となる土地所有者と米国民政府との間の土地賃貸借契約は、単に対価支払の便宜上、過つてその存在が認識されたものであり、本期間に現実にかかる契約が存在していたわけではない。なお、右契約は、以下の布令の文言に見るとおり、琉球政府行政主席または、その代行者が土地所有者の代理人として米国政府との間に締結したことになっている。

NOW, THEREFORE, the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands, or such person or persons as he may designate to act for him, is hereby authorized, empowered and directed to perform the following functions and responsibilities:

a. Represent and act as agent for the individual owners of lands comprehended by this Ordinance, and as agent for such owners and each of them, execute and deliver lease agreements binding between such owners and the United States of America, covering the aforesaid occupancy of said owners' lands and payment of rental therefor during the period of 1 July 1950 to 27 April 1952 inclusive,

3. 講和後期間(1952年2月~)

(1) 本期間中における米軍の軍用地占有が何等かの対価支払を必要とするものであり、然らざれば米国憲法の趣旨に反するとの見解が米国民政府布告第26号前文においても次のとおり認められている。

WHEREAS, the continued use of private lands for public purposes without compensation is abhorrent to the Constitution of the United States and may create hardship among the people of the Ryukyu Islands,

(2) そこで、米軍による軍用地占有の法的根

拠は土地賃借権の設定により説明されることとなる。即ち、1953年12月5日付で公布された布告第26号は、その前文で先に布令第105号により、その存在を週つて聲明した土地所有者と米国政府との間の上記中間期間における土地賃貸借契約を再確認し、これが「默認」であつたとの見解を次のとおり明らかにしている。

WHEREAS, an implied lease and obligation of the United States to pay rent was created the day and date subsequent to 1 July 1950 said lands were requisitioned, and a leasehold interest was thereby vested in the United States as of said date,

更に、布告第26号は、かかる前提に立つて、この権利が、1952年4月28日から、1954年6月30日まで存続し、またその後も1年毎に延長され得るものである旨をその第1条において次のとおり明らかにしている。

The right of the United States of America to the use and occupancy of the Military Areas heretofore taken by the Armed Forces of the United States under implied lease is hereby confirmed and the United States of America is hereby vested with the right to use and occupy such lands presently occupied by agencies of the United States as it shall duly register, as provided in

Article II hereof, for a term of years which shall begin on 28 April 1952, or subsequent date of requisition prior to the effective date of this Proclamation, and continue through 30 June 1954, subject, however, to existing easements for public purposes, provided, that the right to use and occupy the lands so registered shall remain in force thereafter from year to year;

(3) この間、米側が取得した熟契による賃借権（1954年6月30日以降は不定期）についてはその後これを限定付土地保有権に変更せんとする動き（米国民政府布令第164号）はあつたものの、土地所有者側の反対により、これは失敗に終り、高等弁務官布令第18号により、結局、期間5年の定期賃借権とされた。（この措置につき米側は布令第18号前文で、右が土地問題現地折衝会議における米・沖縄双方の合意によるものである――

mutual agree-

ment has been reached at the Joint Land Conference. ——旨述べているが、かかる賃借権の固定化について個々の土地所有者の承諾があつたわけではない。)

(4) 以上の如く、米側は講和後の期間における米軍の軍用地占有の合理化に種々意を用いて来たところ、かかる試みは、1959年2月12日付で公布された高等弁務官布令第20号により最終的に整理統合され、後の軍用地の取得はすべて、合意に基づく契約または収用により行なわれ、いずれの場合も米軍による軍用地占有の法的根拠は定期又は不定期の賃借権の設定に求められる事となつた。他方米軍が同布令以前に取得し現に使用中の軍用地については、同布令にいう賃借権が総括賃貸借契約（琉政一米国）若しくは収用宣告書に明示された期日現在をもつて、先に合衆国が保有したいかなる権利（例えば布告第26号に基づ

く黙契による賃借権、布令第18号に基づ
く期間5年の定期賃借権等)にも取つて代
ることとなつた。

米側による沖縄軍用地關係補償 について

45421

沖縄における米軍の軍用地使用に因るして生じ得る補償は、項目としては、土地使用料の支払、原状変更に伴なう復元補償、地上物件の損害補償及び移転補償に大別され、また、時期的には、講和後及び講和前に大別される。夫々の時期において、各項目につき、米側が如何なる補償を行なつて来たかは、現時点では入手し得る資料が極めて限られているため、不明な点が多いが取り敢えず下記のとおりと思われる。

記

1. 講和後補償

(1) 土地使用料

1952年4月28日以降の軍用地使用については、先ず、布告第26号に基づき黙契による賃貸借契約上の借賃として、次いで、布告第20号に基づき賃借権の設定に伴なり借賃として、土地使用料が支払われている（借賃の金額的妥当性は別途問題とされよう。）。

(2) 復元補償

(1) 1952年4月28日以前から現在まで引き継ぎ米軍が使用している軍用地及び同日以後に米軍が新たに使用を開始して現在に至っている軍用地は、布告第20号の適用の下に置かれているので、これが軍用から解除される場合は、もし、米軍による使用中に原状の変更があれば、

同布令の規定に従い復元補償を請求し得る確前になつてゐる。

(2) 他方、1952年4月28日以降1961年6月30日までの期間に軍用から解除された用地で米軍による原状変更のあつたものについては、後述の米側による2200万ドルのいわゆる賠和前補償の一環として、法的義務を認めることなく、一応の復元補償が行なわれた模様である。

(3) 1961年6月30日以降現在までの期間に軍用から解除された用地で米軍による使用中に原状変更のあつたものについては、布告第20号の規定に基づき土地所有者側から復元補償請求が行なわれ

ているが、米側は、一部の例外を除き、原状変更は講和前に行なわれ、これに対する日本国民の請求権は平和条約第19条(4)により放棄されているとして、かかる請求に応じていない模様である。

(3) 地上物件の損害賠償

米軍による使用開始に際し、地上物件を撤去ないし破壊したことに基づく損害賠償が如何に扱われるかの点は不明であるが、使用開始が講和前の時点である場合は、従来の米側の態度に鑑み、平和条約第19条(5)を援用しつつ、賠償の法的義務を否定するものと思われる。

(4) 移転賠償

不 明

2 講和前賠償

(1) 土地使用料

(1) 1950年7月1日以降1952年6月27日までの期間の軍用地使用料については、平和条約第19条(4)に関する上述の米側の立場とは別に布令第105号布令第26号が同条約第19条(4)但し書きの規定に該当するとの見解に立ち、法的義務を認めつつ、これが支払を行なつた模様である。

(2) 1947年1月1日以降1950年6月30日までの期間の軍用地使用料については、米側のいわゆる講和前賠償2200万ドルの一環として、法的義務を認めることなく、支払を行なつた模様である。

(4) 1945年3月26日以降1946年12月31日までの期間の軍用地使用料は、米側による前記賠和前補償検討の際にも、これを支払わないことに決定を見た模様である。

(2) 復元補償

1952年4月27日以前に米軍の使用から解除された用地で米軍による使用中に原状変更のあつたものについては、上記(2)、(4)と同様、米側による賠和前補償2200万ドルの一項として、法的義務を認めるとなく、一応の復元補償が行なわれたものと思われる。

(3) 地上物件の損害補償

詳細は不明であるが、米側による賠和前

補償検討の段階で、1950年7月1日以降1952年4月27日までの期間におけるとの額の補償として25万ドルが計上された経緯がある模様である。

(4) 移転補償

不明